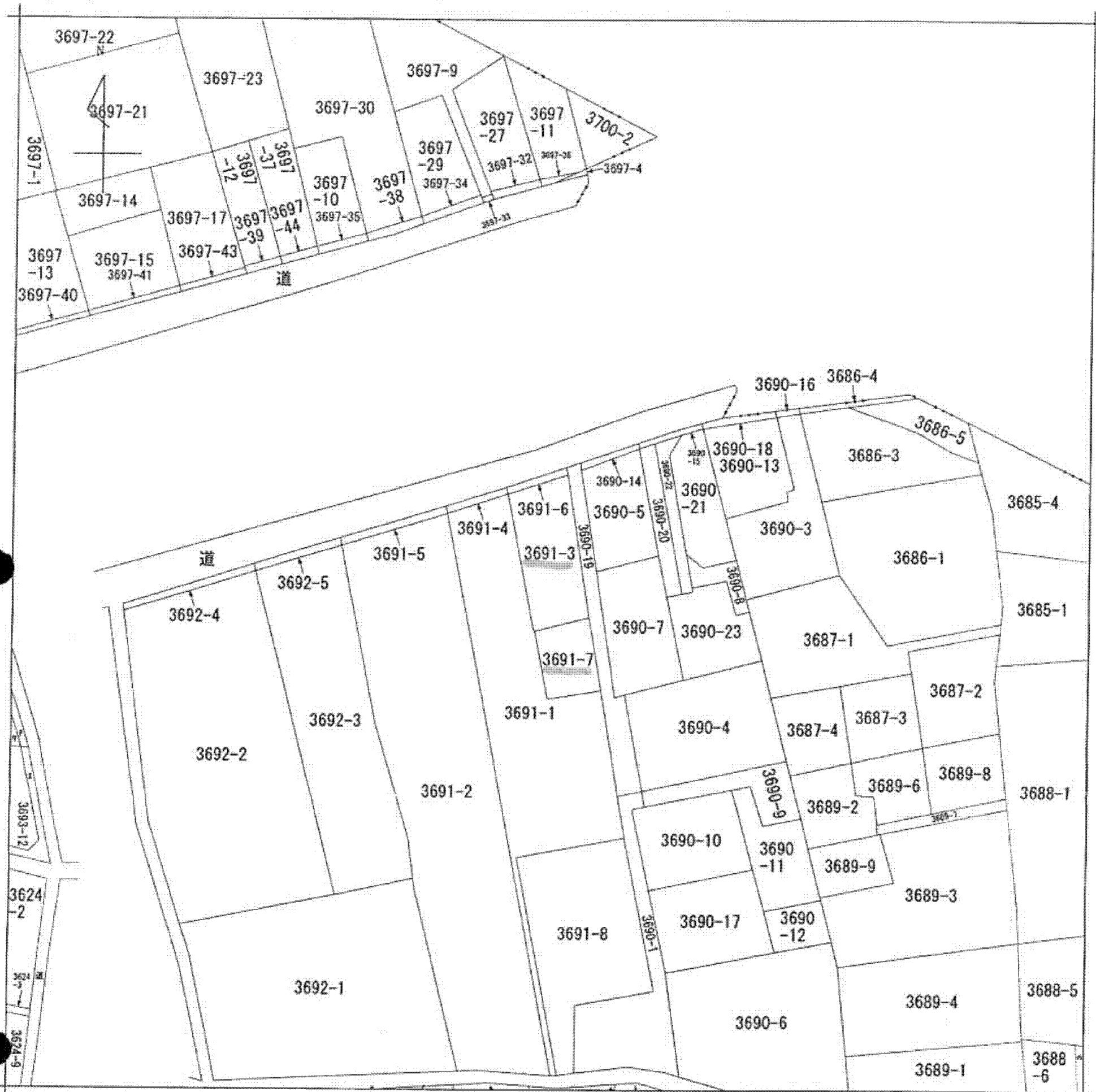
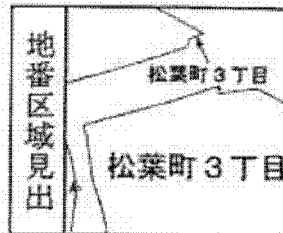


A 3 判 を 縮 小



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 松葉町3丁目

請求部分	所在	東松山市松葉町三丁目		地番	3691番3	
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面
作成年月日			備付年月日(原図)		補記事項	
						種類 旧土地台帳附属地図

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

平成25年7月29日
 さいたま地方法務局東松山支局
 登記官

申請番号：37-1
 (1/1)

(8 枚目)